



産業廃棄物収集運搬業許可申請書



令和3年 8月 6日

長野県知事

殿

申請者

郵便番号 135-0051

住所 東京都江東区枝川二丁目7番8号

氏名 大興運輸倉庫株式会社

代表取締役 片山 饒

電話番号 03 (5653) 0700



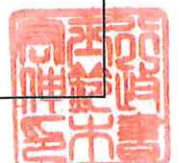
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む) ・汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む) ・廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む) ・廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む) ・廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む) ・廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)・紙くず・木くず・繊維くず ・ゴムくず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む) ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む) ・鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む)・がれき類・ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む) <p>(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車破砕物を除く) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 東京都江東区枝川二丁目7番8号 電話番号 03 (5653) 0700</p> <p>事業場 埼玉県戸田市氷川町3-14-16 神奈川県川崎市川崎区小島町10-2</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>普通貨物キャブオーバ: 7台 普通貨物バン: 8台 普通ワゴン2台 普通箱型1台 鋼式オープンドラム: 10個、鋼式ケミカルドラム: 10個、ポリ容器: 10個 廃蛍光管専用ケース: 5個</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え保管は行わない</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	<p>東京都行政書士会々員登録番号71080462 東京都品川区東大井1-17-20 行政書士 鈴木宏伸</p>

東京都行政書士会々員登録番号71080462
東京都品川区東大井1-17-20

行政書士 鈴木宏伸

TEL 03-2474-7805





許可番号 2009004830

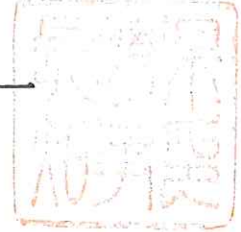
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区枝川二丁目7番8号

氏 名 大興運輸倉庫株式会社
代表取締役 片山 饒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成 28 年 9 月 27 日

許可の有効年月日 令和 3 年 9 月 26 日

1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物

- ・ 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・ 汚泥（水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 廃酸（水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ ゴムくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 銧さい（水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・ がれき類
- ・ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・ 平成28年9月27日 新規許可
 - ・ 令和2年12月22日 変更許可
- 種類の追加 燃え殻※、紙くず、木くず、繊維くず、銧さい※、がれき類、ばいじん※
（※印は水銀含有ばいじん等を含む。）

5 県内の政令市（長野市）における積替え許可の有無 有 ・ (無)
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)